

平成27年4月1日から

高圧ガス保安法に基づく

届出の窓口が変更となります。

—大阪市消防局—

高圧ガス保安法に基づく届出・報告の窓口については、その種類により大阪市消防局予防部規制課と各消防署に分かれていましたが、**平成27年4月1日**から、全ての**届出・報告**の窓口が、貴事業所の所在地を管轄する大阪市内各消防署に変更となります。

なお、**許可・認可**に係る申請については、引き続き大阪市消防局予防部規制課が窓口となりますので、お間違いのないようご注意ください。

各消防署が窓口となる届出・報告一覧

製造等届

高圧ガス製造事業届※
高圧ガス製造施設等軽微変更届※
高圧ガス製造施設等変更届※
高圧ガス製造開始届※
特定高圧ガス消費届※
特定高圧ガス消費施設等変更届※
第一種貯蔵所軽微変更届※
第二種貯蔵所設置届※
第二種貯蔵所変更届※

選解任届

高圧ガス製造保安統括者及び代理者
高圧ガス保安技術管理者
高圧ガス製造保安係員
高圧ガス製造保安主任者
高圧ガス製造保安企画推進員
冷凍保安責任者及び代理者
高圧ガス販売主任者
特定高圧ガス取扱主任者
検査主任者

承継届

第一種製造者
第二種製造者
第一種貯蔵所
販売業者
特定高圧ガス消費者

販売事業等届

販売事業届※
販売に係る高圧ガスの種類変更届※

その他

廃止届
休止届
事故届
危害予防規程又は変更※
完成・保安検査受検届
完成・保安検査結果報告
完成・保安検査記録届
氏名・住所等変更届

※ 平成27年4月1日から
窓口が変更となるもの

消防局予防部規制課が窓口となる申請一覧

製造等許可申請

高圧ガス製造許可
高圧ガス製造施設等変更許可
第一種貯蔵所設置許可
第一種貯蔵所位置等変更許可

完成検査申請

輸入検査申請

保安検査申請

特別充てんの許可申請

容器検査又は
付属品検査申請

高圧ガスの種類又は
圧力変更申請

容器検査所登録又は
登録更新申請

今後とも地域の安全・安心と事務手続きの利便性のさらなる向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

放置ボンベ撲滅にご協力ください。

事業所内に長く使用されずに放置された高圧ガスボンベがありましたらご連絡ください。高圧ガスボンベは産業や医療などに欠かせないもので正しく扱えば大変便利ですが、放置されて錆が生じたり変形したりしたものは大きな事故を引き起こすことがあり大変危険です。

放置ボンベ撲滅のため、皆様のご協力をお願いします。

高圧ガスボンベを放置していませんか？



このチラシに関するお問い合わせは
大阪市消防局予防部規制課（保安担当）
TEL 06-4393-6268（直通）
（9時～17時30分 ※土日祝日除く）



大阪市消防局

OSAKA MUNICIPAL FIRE DEPARTMENT